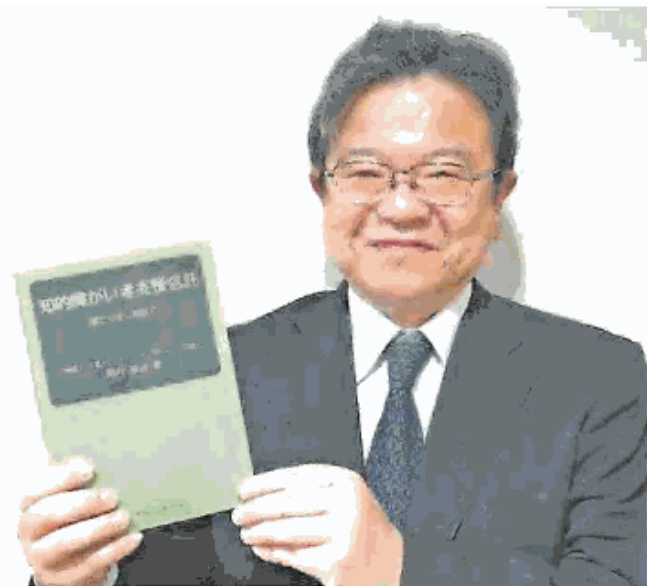




信託の解説本を出版した
岡内さん（市川市で）

障害者の財産 信託で管理

「親亡き後」支援解説本

親の死後、残された知的障害者の財産管理をどう支援するか。市川市妙典の行政書士岡内誠治さん（54）が、元信託銀行員としての経験を踏まえた解説本を昨年末に出版した。認知症の高齢者支援で利用される信託は、知的障害者支援の分野では普及が遅れ気味。参考書も少ないため、自ら筆を執った。

（大和太郎）

岡内さんは、次男（18）に軽度の知的障害があり、「市川手をつなぐ親の会」に入っている。会の活動を通じ、親の死後の問題の深刻さを知った。

財産管理ができない知的障害者のため、後見制度がある。厚生労働省によると、裁判所が決める後見人への報酬額は月2万円が目安で、管理する財産の額によって1万～4万円が上乗せされる。後見は一度申し立てるとやめられず、長期化した場合の負担は重い。横領などの懸念もあり、2020年には全国で186件の不正が報告された。

07年の改正信託法で、信託業の免許がない法人や個人でも信託の利用が容易になった。信託契約をすること、兄弟姉妹や親族、親の友人を信託の「受託者」にして子を見てもらうことができる。報酬額も任意に設定でき、利用しやすいとされる。

本では信託の仕組みを初心者にもわかりやすく説明している。信託では、財産の所有権を使用・収益権と、管理・処分権で分けられるため、柔軟に運用できる。例えば、知的障害者が賃貸マンションを所有している場合、大家の仕事は受託者に任せ、家賃は受け取ることが可能という。

岡内さんは「親子の縁で知的障害者に関われたから、これは自分の天命。同じような父母が安心できる仕組みにしたい」と意気込む。本の出版で終わらせず、今年5月には、ビデオ会議システム「Zoom（ズーム）」を使い、全国から相談に応じる体制も整える考えだ。問い合わせは岡内さんのメール（info@okau-chitrust.com）。

市川の行政書士・岡内さん出版